

随意契約の相手方等の公表（随意契約後の公表）

富山県会計規則第 100 条の 2 第 2 項第 3 号の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年 9 月 1 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

「富山もようタオル」 300 枚

2 物品等を調達した室課の名称及び所在地

富山県厚生部薬事指導課 富山市新総曲輪 1 番 7 号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和 5 年 8 月 23 日

4 随意契約の相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称

富山市安住町 2-14（北日本新聞社内）

富山もようプロジェクト事務局 代表 釣谷 秀樹

5 随意契約に係る契約金額

364,925 円

6 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 4 号に該当するため。